墓地の経営・管理について

墓地の経営・管理については、「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年5月31日法律第48号)」に基づき、適切に行ってください。

1. 墓地の経営等の許可について

- (ア) 墓地を経営しようとする者は、都道府県知事(桑名市の場合は市長)の許可を受ける必要があります。
- (イ) 前項(ア)の規定により設けた墓地の区域を変更又は廃止しようとする場合も同様です。

2. 墓地管理者の選任

(ア) 墓地経営者は、墓地の運営及び管理の適正化を図るため、事務取扱責任者として「墓地管理者」を選任し、その届出を桑名市長に対して行ってください。なお、選任にあたっては、法的、実体的に重要な任務を負いますので、代表役員を選任する等慎重に行ってください。

3. 墓地図面・墓籍等の備付

- (ア) 墓地管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を明らかにした図面を備えてください。
- (イ)墓地管理者は、墓地使用者及び死亡者の状況を明らかにした墓籍を備えてください。
- (ウ) 墓地管理者は、墓地使用者又は死者に関係ある者から、墓地図面等の閲覧の請求が あった場合には応じるようにしてください。

4. 埋火葬許可証等の受理

- (ア) 墓地管理者は、埋火葬許可証又は改葬許可証を受理した後に焼骨の埋蔵をしてください。また、分骨を埋蔵する場合には、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する 書類(分骨証明書)を受理した後に行ってください。
- (イ) 墓地管理者は、埋火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から 5 年間保存してください。

5. 改葬許可申請の証明

- (ア) 墓地管理者は、他の墓地等へ改葬を行おうとする者から、改葬許可申請に伴う埋葬 又は埋蔵事実の証明書の発行の請求があった場合は応じるようにしてください。
- (イ) 墓地管理者は、改葬を行おうとする者から改葬許可証を受理した後に、死体又は焼骨の受渡しをしてください。

6. 墓地の日常管理その他

- (ア) 墳墓の設置にあたっては、墓地許可区域を逸脱しないよう十分注意してください。 なお、墓地区域の変更には桑名市長の許可が必要となります。
- (イ) 墓地区域には、塀又は垣根等によりほかの用途区域と明確に区画してください。
- (ウ) 清掃やゴミ箱設置等により、墓地が常に清潔であるように努めてください。

7. ことばの定義

- (ア)「墓地」とは、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事(桑名市の場合は市長) の許可を受けた区域をいいます。
- (イ)「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいいます。
- (ウ)「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に写し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことをいいます。
- (エ)「納骨堂」とは、他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府 県知事(桑名市の場合は市長)の許可を受けた施設をいいます。

8. 問い合わせ先

桑名市役所 環境政策課 指導係

電話:0594-24-1183 FAX:0594-24-4102

E-Mail: kankyom@city.kuwana.lg.jp